

S.C.A.会員会則

2020年4月改訂

【会員】

- 第1条 本会則は「ストレングス＆コンディショニングアカデミー」(以下S.C.A.)の会員ならびに本S.C.A.に入会しようとする者に適用されるものとする。

【管理運営】

- 第2条 本S.C.A.の管理・運営は医療法人いすみ会(以下法人)があたる。

【目的】

- 第3条 本S.C.A.は、本S.C.A.の会員が本S.C.A.の施設を利用し、
疾患予防・健康増進ならびに競技力向上を図るとともに、
地域社会における明るいコミュニケーションづくりに寄与することを
目的とする。

【会員制】

- 第4条 ①本S.C.A.は会員制とする。
②本S.C.A.の趣旨に賛同し、法人が認めた者を会員とする。

【会員資格】

- 第5条 本S.C.A.の会員資格は以下の通りである。
①小学4年生以上の者。(一部を除く)
②研究の同意書を提出することにより、講習会の利用に堪能する
健康状態であることを自らの責任のもとに申告した者。
③本会則に同意する者。
④料金をしていない者。
⑤過去に法人より除名処分などの通告を受けている者。

【入会手続き】

- 第6条 本S.C.A.に入会を希望する者は、本会則に同意したうえで、以下に定める手続を行わなければならない。
①既存の入会申し込み手続きを行い、法人の承諾を得たうえで、
入会金及び会費を納入するものとする。
②未就学者が入会しようとする時は保護者の同意を得たうえで、
申し込むものとする。この場合、保護者は自らの会員資格の
有無にかかわらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うもの
とする。

【入会金】

- 第7条 入会金は法人が専用に定める金額とし、納入した入会金は理由の如何に
かかわらず返還しないものとする。

【会費】

- 第8条 ①会費は法人が毎月定める金額を毎月初回利用時に支払うものと
する。
②納入した会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

【会員資格の取得】

- 第9条 第6条の手続きが完了し、本S.C.A.が実行する会員証を受領した時点
において会員資格を取得したとする。

【会員資格の相続・譲渡】

- 第10条 本S.C.A.の会員資格は他に相続・譲渡できないものとする。

【ビギナー】

- 第11条 ①法人は会員以外がビギナーとして本S.C.A.を利用することを
認める。
②ビギナーは、法人が専用に定める施設利用料を支払うものとする。
③法人は必要に応じてビギナー数を制限できるものとする。

【指導規則の遵守】

- 第12条 会員およびビギナーは、本S.C.A.の利用にあたり、
本会則および施設内規規定を遵守し、スタッフの指示に
従うとともに、秩序を守り行為をしてはならない。

【損害賠償責任】

- 第13条 会員が本S.C.A.の利用中、会員の責に因る事由により会員自身が
受けた損害に対して、法人は当該損害に対する賠を負わない。

【会員の相続財産責任】

- 第14条 会員が本S.C.A.利用中、会員の責に因る事由により法人または
第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する賠を負う
ものとする。

【会員資格の喪失】

- 第15条 次の各号に該当する場合、会員はその資格を喪失するものと
する。
①退会(会員資格の更新が2ヶ月経過して行われない場合を
含む)
②法人の解散
③除名
④死亡

【会員除名】

- 第16条 次の各号に該当する場合、法人はその会員を本S.C.A.から除名
することができる。
①本S.C.A.の会則および諸規則に違反した場合。
②本S.C.A.の名譽を傷つけ、秩序を乱し、本S.C.A.会員として
ふさわしくない行為をした場合。
③会員料金および諸費用の支払いを怠り、法人からの期限を定めた
勧告にも応じない場合。
④危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合。
⑤本S.C.A.の施設、設備などを故意に損壊した場合。
⑥その他、法人が本S.C.A.会員としてふさわしくないと認めた
場合。

【施設の一時的閉鎖・一時的休業】

- 第17条 次の各号に該当する場合、法人は施設の全館または一部の
閉鎖、もしくは休業をすることができる。但しこれにより会員の
会員料金・諸費用が免除されることや、免除されることは
ない。(一部の場合を除く)
①気象災害、その他外因的事故により、その災害が会員に及ぶと
判断した場合。
②施設の構造、設備または点検によりやむを得ない場合。
③定期休業等による場合。
④その他重大な事由によりやむをえない場合。

【施設の利用】

- 第18条 ①会員およびビギナーは、本S.C.A.の利用に際し、法人が定める
諸規定に従うものとする。
②会員およびビギナーは、法人の許可なく本S.C.A.内での
商業行為、政治・宗教的活動、またはこれに類する行為を禁止
する。

【利用の禁止】

- 第19条 次の各号に該当する者の施設利用は禁止する。
①料金のある者。
②伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を
有する者。
③一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を抱く疾患有する者。
④飲酒等により、正常な施設利用ができないと法人が判断した
場合。
⑤医師から運動を禁められている者。
⑥退出に法人により除名の通告を受けた者。
⑦その他正常な施設利用ができないと法人が判断した者。

【個人情報保護】

- 第20条 本S.C.A.は、本S.C.A.の保有する会員の個人情報を、法人が
別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

【諸費用ならびに運営システムの変更】

- 第21条 ①法人は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について
法人が必要と判断した場合、会員の承認を得ることなく変更
することができる。
②前項同様に施設運営システムを、法人が必要とした場合、会員
の承認を得ることなく変更することができる。

【会則の改正】

- 第22条 法人は会則の改定を行うことができる。なお改定した会則の
効力は会員に及ぶものとする。